

新青少年教育施設整備運営事業

入札説明書

令和元（2019）年12月

栃 木 県

目 次

1	入札説明書の位置付け	1
2	事業概要	1
	(1) 事業内容に関する事項	1
3	入札参加に関する条件	5
	(1) 入札参加者の構成等	5
	(2) 入札参加者の参加資格要件（共通）	5
	(3) 入札参加者の参加資格要件（業務別）	6
	(4) 県の入札参加資格を有さない者の参加	8
	(5) 参加資格の確認基準日	8
	(6) 参加資格の喪失	8
4	入札手続きに関する事項	10
	(1) 入札方式	10
	(2) 入札スケジュール	10
	(3) 入札手続き等	11
	(4) 予定価格	15
	(5) 入札に関する留意事項	15
5	事業者の選定に関する事項	17
	(1) 選定委員会の設置	17
	(2) 審査の基準	17
	(3) 落札者の決定	17
	(4) 結果の通知及び公表	17
6	事業契約等に関する事項	18
	(1) 契約手続き	18
	(2) S P C の設立等	18
	(3) 事業者の事業契約上の地位	18
	(4) 融資金融機関との協議	18
	(5) 費用の負担	19
	(6) 契約保証金	19
	(7) 指定管理者の指定	19
	(8) モニタリング	19

資料番号	資料名称
別添資料 1	サービス購入料の支払方法及び改定方法
別添資料 2	モニタリング及び減額措置等

1 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、栃木県（以下「県」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に基づき、特定事業として選定した新青少年教育施設整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定のための総合評価一般競争入札を実施するに当たり、公表するものである。

本事業の基本的な考え方は、令和元（2019）年5月29日に公表した実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問への回答（令和元（2019）年7月29日公表）及び意見交換会における対話内容一覧（令和元（2019）年11月29日公表）等を反映し、一部変更している。

本事業の入札に参加しようとする者は、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）（以下「入札説明書等」という。）の内容を踏まえ、入札に参加することとする。

なお、入札説明書等と、実施方針等並びに実施方針等に関する質問への回答及び意見交換会における対話内容に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先するものとする。また、入札説明書等に記載のない事項については、入札説明書等に関する質問に対する回答等によることとする。

2 事業概要

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

新青少年教育施設整備運営事業

イ 公共施設等の管理者等の名称

栃木県知事 福田 富一

ウ 事業の目的

県は、「青少年教育施設再編整備計画」及び「新青少年教育施設基本計画」に基づき、青少年が様々な体験活動を通して、社会性や豊かな心、健やかな体を育む青少年教育施設として、また、多くの県民に生涯を通じて学習する機会を提供するための生涯学習施設として、新たな青少年教育施設（以下「本施設」という。）を整備する。

本事業は、本施設の設計、建設、運営及び維持管理を一体的に行う事業である。

県は、本事業の実施に当たって、民間の資金、創意工夫及び技術的・経営的能力等を活用することで、利用者ニーズに合致した質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、県の財政負担の軽減が図られることを期待する。

エ 本施設の概要

事業用地	県営みかも山公園内北東部（とちぎ花センター隣接地）	
敷地面積	3～4 ha程度 ※敷地の範囲、面積は、事業者の提案 によって確定	
延床面積	6,000㎡程度（庇、ピロティの面積は除く。）	
宿泊定員	200名程度	
導入機能	宿泊機能	洋室、和室、講師室、バリアフリー室、共用トイレ、 談話スペース、食堂、浴室
	自然体験機能	野外炊事場、野外活動広場、野外倉庫、野外トイレ
	研修・育成機能	大研修室、中研修室、音楽室、体育館
	協働・参画機能	ボランティア室
	管理・運営機能	保健室、洗濯スペース、駐車場、事務室、宿直室
	その他の機能	自由提案施設 ※事業者が任意の提案により整備する 施設

オ 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が本施設の設計及び建設を行った後、県に所有権を移転し、事業期間中、本施設の運営・維持管理を行うBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

カ 事業期間

(ア) 設計・建設期間

事業契約締結の日から令和6（2024）年3月31日（日）まで（開業準備期間を含む。）

(イ) 運営・維持管理期間

令和6（2024）年4月1日（月）から令和21（2039）年3月31日（木）まで

キ 業務範囲

事業者が行う本事業の業務範囲は、以下のとおりとする。なお、業務内容の詳細については、要求水準書を参照すること。

(ア) 設計・建設段階

事業者は、設計・建設段階における以下の業務を実施する。

a 設計業務

- ・ 事前調査及びその関連業務
- ・ 進入路整備に伴うとちぎ花センターの用土調整等施設（以下「用土施設」という。）改築の設計（倉庫、詰所、仮設詰所）
- ・ 本施設の設計及びその関連業務
- ・ 各種申請・許認可取得等に関する業務（建築確認申請等）
- ・ 県が実施する地元説明会等の補助業務

b 建設業務

- ・ 用土施設の改築工事業務
- ・ 本施設の建設工事及びその関連業務
- ・ 備品等調達及び設置業務（用土施設の改築に伴うものを含む。）
- ・ 各種申請・許認可取得等に関する業務（道路占用許可申請等）
- ・ 県が実施する地元説明会等の補助業務
- ・ 施設引渡し業務（県への所有権移転業務等）

c 工事監理業務

- ・ 用土施設の改築工事に係る工事監理業務
- ・ 本施設の建設工事に係る工事監理業務

d 開業準備業務

- ・ 開業準備に関する業務

(イ) 運営・維持管理段階

事業者は、運営・維持管理段階における以下の業務を実施する。

a 運営業務

- ・ 総合管理業務
- ・ 利用者受入業務
- ・ 主催事業実施業務
- ・ 広報・PR業務
- ・ 食事提供業務
- ・ 物品販売等業務
- ・ 自由提案事業
- ・ 事業期間終了時の引継ぎ業務

b 維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 備品等保守管理業務
- ・ 外構施設等保守管理業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務
- ・ 修繕・更新業務

ク 事業者の収入

事業者の収入は、以下のとおりとする。

(ア) 県が支払うサービス購入料

県は、事業者との間で締結する事業契約により、サービス購入料を支払う。なお、サービス購入料の構成は、以下のとおりであり、詳細については別添資料1「サービス購入料の支払方法及び改定方法」を参照すること。

a 設計・建設・工事監理業務の対価

事業者が実施する「キー(ア)－a 設計業務、b 建設業務、c 工事監理業務」に係る対価として、事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり割賦払いにより事業者を支払う。

b 開業準備業務の対価

事業者が実施する「キー(ア)－d 開業準備業務」に係る対価として、事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を本施設の供用開始後に一括して事業者を支払う。

c 運営業務の対価

事業者が実施する「キー(イ)－a 運営業務」に係る対価の一部として、事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり事業者を支払う。

d 維持管理業務の対価

事業者が実施する「キー(イ)－b 維持管理業務」に係る対価として、事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり事業者を支払う。

(イ) 利用者（主催事業実施業務に係る参加者を含む。）から得る収入

事業者が実施する利用者受入業務及び主催事業実施業務により利用者から徴収する利用料金等収入は、以下のとおりである。

- ・利用者受入業務に係る利用料金
- ・食事を提供した場合の食事料金
- ・体験活動等に伴う物品代
- ・宿泊利用に係るリネン料金
- ・宿泊利用に係る光熱水費
- ・主催事業実施業務に係る参加料金

(ウ) その他の収入

- ・事業者が運営業務の実施に伴い、創意工夫により得られる収入（広告収入等）
- ・自動販売機運営により得られる収入
- ・事業者が任意に提案し、県が認めた自由提案事業の実施により得られる収入

ケ 法令等の遵守

本事業の実施に当たり、事業者は、関連する関係法令、条例、規則等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても適宜参考にすること。

3 入札参加に関する条件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者は、企業等によるグループとし、その構成等は、以下のとおりとする。

ア 入札参加者には、以下の者を含むこと。なお、同一者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、同一の者又はその者の子会社又は親会社が、本施設の建設業務に当たる者と工事監理業務に当たる者を兼ねることはできない（「子会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいい、「親会社」とは、会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）。

(ア) 設計業務に当たる者

(イ) 建設業務に当たる者

(ウ) 工事監理業務に当たる者

(エ) 運營業務に当たる者

(オ) 維持管理業務に当たる者

イ 入札参加者のうち、本事業を遂行する目的で設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資を予定し、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を「構成員」、SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とし、参加資格審査の申請時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。なお、構成員又は協力企業以外の企業であっても、SPCから直接業務を受託又は請け負うことは可能である。

ウ 入札参加者は、構成員の中から代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業が入札参加手続きを行う。

(2) 入札参加者の参加資格要件（共通）

入札参加者の構成員及び協力企業は、以下の要件を満たすこと。

ア PFI法第9条の各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

ウ 参加表明書及び参加資格審査に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）の提出締切日から入札書及び提案書（以下「入札書類」という。）の提出締切日までの間において栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成21年3月栃木県制定）又は栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月栃木県制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者でないこと。

- キ 手形交換所における取引停止処分を受けているなど経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- ク 直近1年間において国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ケ 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号の規定に該当しない者であること。
- コ 県が、本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業に関し、県のアドバイザー業務を行う者は次のとおりである。
 - ・株式会社長大及び株式会社あしぎん総合研究所のグループ
 - ・内藤滋法律事務所
 なお、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の100分の50を超える株式を有する者又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者及び当該企業が100分の50を超える株式を有する者又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。（下記サにおいて同じ。）
- サ 「5-（1）選定委員会の設置」に示す新青少年教育施設整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が属する企業若しくはその企業と資本面・人事面で関連のある者でないこと。
- シ 本事業に係る他の入札参加者の構成員又は協力企業となっていないこと。
- ス 次のいずれかに基づく入札参加資格を有する者であること。
 - (ア) 平成31（2019）年度及び平成32（2020）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（平成30年栃木県告示第566号又は平成31年栃木県告示第120号）
 - (イ) 平成31（2019）年度及び平成32（2020）年度における建設工事に係る競争入札参加資格（平成30年栃木県告示第565号又は平成31年栃木県告示第119号）
 - (ウ) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）

(3) 入札参加者の参加資格要件（業務別）

入札参加者の構成員及び協力企業のうち、設計、建設、工事監理、運営及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。

ア 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、(ア)～(エ)の要件をすべて満たすこと。ただし、設計業務に当たる者が複数の場合には、複数の者で(ア)～(エ)の要件をすべて満たせばよいが、そのうち1者は(ア)～(ウ)の要件をすべて満たし、他の者は(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

(イ) 平成31（2019）年度及び平成32（2020）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(ウ) 元請又は共同企業体の構成員として、次の実施設計の実績を有すること。

官公庁が発注した新築による延床面積2,000㎡以上の公共施設の実施設計業務の実績（平成11（1999）年4月1日以降に業務を完了したもの）を有すること。

(工) 設計業務全般の管理及び統括を行う管理技術者として、次の a～c のすべての要件を満たす者を配置できること。

a 一級建築士の資格を有すること。

b 官公庁が発注した新築による延床面積2,000㎡以上の公共施設の実設計業務の実績（平成11（1999）年4月1日以降に業務を完了したもの）を有すること。

c 参加表明書等の提出時点において入札参加者と継続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、(ア)～(ウ)の要件をすべて満たすこと。ただし、建設業務に当たる者が複数の場合には、そのうち1者は(ア)～(ウ)の要件をすべて満たし、他の者は(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 平成31（2019）年度及び平成32（2020）年度における建設工事に係る競争入札参加資格に基づく入札参加資格者名簿において、「建築一式工事」に登録されている者であること。

(イ) 参加資格確認基準日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める建築一式工事に係る経営事項審査結果通知（最新のもの）の総合評定値（総合評点）が900点以上であること。なお、建設業務に当たる者が複数の場合は、そのうち1者が900点以上であれば、他の者は総合評定値が700点以上であればよいものとする。

(ウ) 官公庁が発注した新築による延床面積2,000㎡以上の公共施設の建設工事の実績（平成11（1999）年4月1日以降に元請けとして完成引渡し完了したもの）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、代表としてその協同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

ウ 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は、「ア 設計業務に当たる者」と同様の要件を満たすこと。

エ 運營業務に当たる者

運營業務に当たる者は、構成員とし、(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。ただし、運營業務に当たる者が複数の場合には、そのうち1者は構成員であって(ア)及び(イ)の要件を満たし、他の者は構成員又は協力企業であって(ア)の要件を満たすこと。

(ア) 競争入札参加者資格等に基づく入札参加者資格を有すること。

(イ) 平成11（1999）年4月1日以降に、宿泊施設や研修施設に係る1年以上の運営実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績も含む。

オ 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は、競争入札参加者資格等に基づく入札参加者資格を有すること。

(4) 県の入札参加資格を有さない者の参加

上記「(3) 入札参加者の参加資格要件（業務別）」において、各業務に当たる者として必要とする県の入札参加資格を有していない者は、参加表明書等の受付までに入札参加資格を有する必要がある。

なお、入札参加資格者名簿への登録時期によって申請の受付期間が定められているので、事前に確認すること。

(5) 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書等の提出締切日とする。

(6) 参加資格の喪失

ア 参加資格確認基準日から提案書の提出締切日の前日までの間に、参加資格確認通知を受けた入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが、参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格となる。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り入札に参加できる。

(7) 当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格等を確認し、これを認めたとき。

(イ) 参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業ですべての参加資格等を満たすことを県が認めたとき。

イ 提案書の提出締切日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが、参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、県は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

(7) 当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。

(イ) 参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業ですべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと県が判断したとき。

ウ 落札者決定日の翌日から事業契約締結日までの間に、入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが、参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、県は、当該入札参加者と基本協定又は事業契約を締結しない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該入札参加者と基本協定又は事業契約を締結する。

- (7) 当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。
- (イ) 参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業ですべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと県が判断したとき。

4 入札手続きに関する事項

(1) 入札方式

本事業は、設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を通じて、事業者に効果的かつ効率的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力やノウハウを総合的に評価する必要があることから、設計・建設、運営・維持管理、事業計画における業務遂行能力及び県の財政負担額等を総合的に評価する総合評価一般競争入札により、落札者を決定する。

なお、本事業は、WTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

(2) 入札スケジュール

入札に関するスケジュールは、以下のとおりとする。なお、変更を行った場合は、速やかにその内容を県ホームページにおいて公表する。

日 程	内 容
令和元（2019）年12月25日	入札公告（入札説明書等の公表）
令和2（2020）年1月10日～16日	入札説明書等に関する質問の受付
令和2（2020）年2月12日	入札説明書等に関する質問に対する回答
令和2（2020）年2月19日～21日	第1回意見交換会の申込受付
令和2（2020）年3月4日～6日	第1回意見交換会の実施
令和2（2020）年3月23日	第1回意見交換結果の公表
令和2（2020）年3月25日～27日	参加表明書等の受付
令和2（2020）年4月13日	参加資格確認結果の通知
令和2（2020）年4月14日～21日	参加資格がないと認めた理由の説明請求受付
令和2（2020）年4月22日～24日	第2回意見交換会の申込受付
令和2（2020）年5月8日	参加資格がないと認めた理由の説明請求に対する回答
令和2（2020）年5月13日～15日	第2回意見交換会の実施
令和2（2020）年6月5日	第2回意見交換結果の公表
令和2（2020）年6月24日～26日	入札書類の受付
令和2（2020）年8月27日	開札
令和2（2020）年9月上旬	落札者の決定・公表
令和2（2020）年9月下旬	基本協定の締結
令和2（2020）年10月下旬	仮契約の締結
令和2（2020）年12月中旬	事業契約の締結（成立）

(3) 入札手続き等

ア 本入札に係る担当部局

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1 丁目 1 番 20 号 栃木県庁舎南別館 5 階

栃木県教育委員会事務局生涯学習課 施設担当

電話：028-623-3405

電子メールアドレス：shisetsu-shogaigakushu@pref.tochigi.lg.jp

県ホームページ：<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m06/sinnsisetu.html>

イ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答

入札説明書等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

(7) 受付期間

令和 2 (2020) 年 1 月 10 日 (金) から同月 16 日 (木) 午後 4 時まで

(4) 提出方法

「入札説明書等に関する質問書」(様式 1-1) に記入の上、電子メールで提出すること。

なお、電子メールの件名には「入札説明書等に関する質問書」と表記すること。

(5) 提出先

「4-(3)-ア 本入札に係る担当部局」のとおり。

(8) 回答方法

令和 2 (2020) 年 2 月 12 日 (水) に県ホームページにおいて公表する予定である。

なお、入札説明書等の公表後における民間事業者からの質問等を踏まえ、入札説明書等の内容を見直し、変更を行うことがある。変更を行った場合は、速やかにその内容を県ホームページにおいて公表する。

ウ 第 1 回意見交換会の実施

入札参加希望者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する入札参加希望者の理解を深め、県の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、意見交換(対話)の場を設ける。

入札参加希望者が自由提案事業の提案を想定している場合は、事前に事業内容の確認を要するため、「自由提案事業に関する照会書」(様式 1-4)を提出すること。

なお、意見交換会における対話の内容については、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、県ホームページにおいて事後に公表する。また、意見交換会に参加しない者が入札に参加することは妨げない。

(7) 実施日時

令和 2 (2020) 年 3 月 4 日 (水) から同月 6 日 (金) まで

(4) 参加者

グループ(複数企業)での参加を原則とする。なお、単独企業で申し込むことも可とするが、同一企業が複数回参加することは不可とする。

(ウ) 申込方法

「意見交換会参加申込書（第1回）」（様式1-2-1）及び「意見交換会の議題（第1回）」（様式1-2-2）並びに「自由提案事業に関する照会書」（様式1-4）（自由提案事業を実施する場合）を記入の上、電子メールで申し込むこと。なお、電子メールの件名には「意見交換会参加申込書」と表記すること。

(エ) 申込先

「4-(3)-ア 本入札に係る担当部局」のとおり。

(オ) 申込受付期間

令和2（2020）年2月19日（水）から同月21日（金）午後4時まで

(カ) 実施方法

意見交換会の実施日時、実施会場、参加人数の上限等の具体的な実施方法については、参加申込の状況に応じて県が決定し、申込受付期間終了後、参加申込のあったグループの代表となる企業の担当者に連絡する。

(キ) 意見交換結果の公表

令和2（2020）年3月23日（月）に県ホームページにおいて公表する予定である。

エ 参加表明書等の受付

入札参加者は、参加表明書等を以下のとおり提出し、この入札に参加する者に必要な資格の有無について確認を受けること。

(ア) 提出書類

「参加表明書兼参加資格確認申請書」（様式2-1）から「役員名簿」（様式2-5-2）まで及び「会社概要書」（添付書類2-1）から「国税及び地方税を滞納していないことの証明書」（添付書類2-4）まで

(イ) 提出期間

令和2（2020）年3月25日（水）から同月27日（金）までの日の午前9時から午後4時まで

(ウ) 提出方法

上記(ア)のすべての提出書類を持参し、又は郵送すること。なお、郵送の場合は、配達記録が残る方法によることとし、上記(イ)の提出期間内に必着すること。

(エ) 提出先

「4-(3)-ア 本入札に係る担当部局」のとおり。

オ 参加資格確認結果の通知

参加資格確認の結果は、令和2（2020）年4月13日（月）までに代表企業に対して書面により通知する。

カ 参加資格がないと認めた理由の説明請求受付

参加資格がないと認められた者は、以下のとおりその理由について書面（任意様式）により県に説明を求めることができる。

(7) 受付期間

令和2（2020）年4月14日（火）から同月21日（火）午後4時まで

(4) 提出方法

持参（土曜日及び日曜日を除く。）又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、配達記録が残る方法によることとし、上記(7)の受付期間内に必着すること。

(5) 提出先

「4－(3)－ア 本入札に係る担当部局」のとおり。

キ 参加資格がないと認めた理由の説明請求に対する回答

参加資格がないと認めた理由の説明請求に対する回答は、令和2（2020）年5月8日（金）までに代表企業に対して行う。

ク 第2回意見交換会の実施

要求水準の未達を防止すること、創意工夫の発揮により優れた提案を求めること等を目的として、意見交換（対話）の場を設ける。

なお、意見交換会における対話の内容については、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあると考えられるものを除き、県ホームページにおいて事後に公表する。

(7) 実施日時

令和2（2020）年5月13日（水）から同月15日（金）まで

(4) 参加者

参加資格審査通過者で意見交換を希望する者

(5) 申込方法

「意見交換会参加申込書（第2回）」（様式1－3－1）及び「意見交換会の議題（第2回）」（様式1－3－2）を記入の上、電子メールで申し込むこと。なお、電子メールの件名には「意見交換会参加申込書」と記載し、代表企業が申し込むこと。

(4) 申込先

「4－(3)－ア 本入札に係る担当部局」のとおり。

(4) 申込受付期間

令和2（2020）年4月22日（水）から同月24日（金）午後4時まで

(4) 実施方法

意見交換会の実施日時、実施会場、参加人数の上限等の具体的な実施方法については、参加申込の状況に応じて県が決定し、申込受付期間終了後、参加申込のあったグループの代表企業の担当者に連絡する。

(4) 意見交換結果の公表

令和2（2020）年6月5日（金）に県ホームページにおいて公表する予定である。

ケ 入札を辞退する場合

参加資格が確認された入札参加者が入札を辞退する場合は、入札日の前日までに「入札辞退届」(様式3-1)を「4-(3)-ア 本入札に係る担当部局」に提出すること。

コ 入札書類の受付

参加資格が確認された入札参加者は、入札書類を以下のとおり提出しなければならない。なお、入札回数は1回とする。

(7) 提出書類

「入札書類提出届等」(様式4-1-1から様式4-1-5まで)、「入札書」(様式4-2)、「事業計画に関する提案書」(様式4-3-1から様式4-3-16まで及び添付書類4-1)、「設計・建設業務に関する提案書」(様式4-4-1から様式4-4-17まで)、「運営・維持管理業務に関する提案書」(様式4-5-1から様式4-5-10まで)及び「図面等」(図面1から図面13まで)

(イ) 入札期間

令和2(2020)年6月24日(水)から同月26日(金)までの日の午前9時から午後4時まで

(ウ) 提出方法

上記(7)のすべての提出書類を持参し、又は郵送すること。なお、郵送の場合は、配達記録が残る方法によることとし、上記(イ)の入札期間内に必着すること。

(エ) 提出場所

「4-(3)-ア 本入札に係る担当部局」のとおり。

サ ヒアリング等

入札参加者に対し、提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。具体的な日時、実施方法等は、入札参加者に別途連絡する。

シ 開札

(7) 開札日時

令和2(2020)年8月27日(木)午後3時

(イ) 開札場所

栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号

栃木県庁舎東館3階入札室2

(ウ) 開札方法

当該入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、当該入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

なお、当該開札においては予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表は行わない。

(4) 予定価格

本事業の予定価格は、次のとおりとする。

5,811,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

(5) 入札に関する留意事項

ア 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

ウ 入札保証金

入札保証金は、免除する。

エ 使用する言語、通貨、単位及び時刻

入札に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。また、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、時刻は日本標準時とする。

オ 著作権

入札書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。

ただし、県は、本事業の公表時及びその他県が必要と判断した場合には、落札者の入札書類の一部又は全部を無償で使用できることとする。また、落札者以外の入札参加者の入札書類については、本事業の公表以外の目的には使用しない。

カ 特許権等

入札書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

キ 入札書類の取扱い

提出された入札書類については、変更できないものとし、また、返却しないものとする。

ク 県が提示する資料の取扱い

県が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

ケ 入札の中止等

天災地変等やむを得ない理由により入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止することがある。

また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

コ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (ア) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
- (イ) 虚偽の参加資格確認申請等を行った者が入札したもの
- (ウ) 入札書類が所定の日時までに到着しないもの
- (エ) 同一の入札に2人以上の代理をした者から入札書が出されたもの
- (オ) 同一の入札に他の入札参加者の代理をした者から入札書が出されたもの
- (カ) 同一の入札に同一の入札参加者から2通以上の入札書が出されたもの
- (キ) 入札書類に必要な記名押印のないもの
- (ク) 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- (ケ) 代理人が入札する場合において、委任状の提出がないもの
- (コ) 入札参加者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- (ク) その他入札に関する条件に違反したもの

サ 苦情の申し立て

本事業の入札手続きに関しては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月12日知事決定）により、栃木県政府調達苦情検討委員会（連絡先：栃木県政府調達苦情検討委員会事務局、栃木県会計局会計管理課 電話028-623-3023）に対して苦情を申し立てることができる。

シ その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、代表企業に連絡する。

5 事業者の選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

入札書類の審査に当たっては、学識経験者等で構成する選定委員会を設置する。なお、本事業について委員に接触を試みた者については、参加資格を失う。

選定委員会は、以下の委員で構成されている。

(敬称略・委員長及び副委員長を除き五十音順)

区分	氏名	所属・役職等
委員長	安登 利幸	亜細亜大学大学院アジア・国際経営戦略研究科教授
副委員長	中山 茂樹	千葉大学大学院工学研究科教授
委員	青木 章彦	作新学院大学女子短期大学部幼児教育科教授
委員	石塚 洋史	一般社団法人栃木県経営者協会専務理事
委員	高田 純子	公認会計士・税理士
委員	中村 祐司	宇都宮大学地域デザイン科学部教授
委員	三橋 伸夫	宇都宮大学名誉教授

(2) 審査の基準

審査の基準については、別添の「落札者決定基準」を参照すること。

(3) 落札者の決定

選定委員会は、別添の「落札者決定基準」に従い、入札書類審査における性能審査及び価格審査を実施し、それぞれの審査により得られた点数の合計が最も高い入札参加者の提案を最優秀提案として選定する。県は、選定委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

(4) 結果の通知及び公表

落札者の決定結果は、落札者の決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、県ホームページにおいて公表する。

6 事業契約等に関する事項

(1) 契約手続き

ア 基本協定の締結

県と落札者は、入札説明書等及び入札書類に基づき基本協定を締結する。

イ 仮契約の締結

県は、基本協定に従いSPCと事業契約（仮契約）を締結する。

ウ 本契約の成立

仮契約は、県議会での議決を経て本契約となる。

(2) SPCの設立等

落札者は、本事業を実施するため、仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社としてSPCを栃木県内に設立すること。SPCの設立等に当たっての要件は、以下のとおりとする。

ア 落札者の構成員は、SPCに対して必ず出資するものとし、構成員によるSPCの持株比率（議決権を有する株式に係る比率とする。以下同じ。）が50%を超えるものとする。また、代表企業のSPCの持株比率は、出資者中最大とすること。

イ すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。

ウ 事業期間中における代表企業の変更（これに伴う持株比率の変更を含む。）を希望する場合は、設計・建設段階から運営・維持管理段階への移行時に限り認めるが、変更前の代表企業が構成員から外れることは不可とする。なお、代表企業の変更を予定している者は、「代表企業の変更予定」（様式2-2-2）を提出すること。

(3) 事業者の事業契約上の地位

県の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。

(4) 融資金融機関との協議

事業者は、県が本事業に関して、事業の継続性をできるだけ確保する目的で、事業者に融資する金融機関（以下「融資金融機関」という。）と直接協議を行い、協定を締結する場合があることを予め承諾するものとする。当該協定においては、概ね次の事項を定めることとする。

ア 県が事業契約を終了させる際の融資金融機関への通知及び協議に関する事項

イ 事業者が事業契約に関する権利又は義務を融資金融機関又はその指定する第三者に譲渡し、又は担保提供する場合の県の書面による承諾に関する事項

ウ 融資金融機関が事業者から担保提供を受けた権利を実行する際の県との協議に関する事項

(5) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者又は事業者側の弁護士費用、印紙代等の契約書の作成に要する費用は、落札者又は事業者の負担とする。

(6) 契約保証金

別添の「事業契約書（案）」を参照すること。

(7) 指定管理者の指定

県は、運営・維持管理開始までの間に、事業者を本事業の指定管理者として指定する。

(8) モニタリング

別添資料2「モニタリング及び減額措置等」を参照すること。